# 資　格

## 競争参加者の資格に関する公示

市ヶ谷警察総合庁舎⑲電気設備工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成31年4月26日

関東地方整備局長　石原　康弘

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

1　工事名　市ヶ谷警察総合庁舎⑲電気設備工事（電子入札対象案件）

2　工事場所　東京都新宿区市谷本村町42－1他

3　工事内容

敷地面積　24,350.11㎡

【庁舎】

構造　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上7階地下2階

建築面積　約5,300㎡

延べ面積　約30,100㎡

用途　庁舎

他　10棟

工事種目　電灯設備、動力設備、雷保護設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、駐車場管制設備、防犯・入退室管理設備、火災報知設備、中央監視制御設備

工期　契約締結の翌日から平成36年3月29日まで。

指定部分工期　平成35年4月10日（対象部分　庁舎　他）

4　申請の時期

平成31年4月26日から平成31年5月27日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成31年5月28日以降当該工事に係る開札の時まで（日曜日、土曜日、及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

5　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成31年4月26日から〒330－9724　埼玉県さいたま市中央区新都心2－1さいたま新都心合同庁舎2号館17階　関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048－601－3151㈹内線2525において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して電子入札システムにより提出すること。また、入札説明書に示すところによる一定の理由がある場合は郵送又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）により提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は⑴に示す申請書の交付場所に持参すること。

①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（6⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

②　6⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成31年4月26日付け支出負担行為担当官関東地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式－2－1及び2－2を使用すること。）。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

6　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月1日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成30年10月1日付け公示」という。）4（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成30年10月1日付け公示5の（建設工事）⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者2社の組合せとする。

①　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤　上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成31年5月27日において次の要件を満たすものとする。

①　平成16年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐の要件を満たす同種工事の新設（工事種目についてシステム一式（機器及び配管配線等の施工（試験・調整を含む。））を施工していること。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。

なお、下記の同種工事は建築物における施工実績（建築一式工事における施工実績は含まない。）に限る。

㋐

1．延べ面積　20.000㎡以上（建物1棟における延べ面積とし、増築にあっては増築部分とする。）

2．階数　総階数3階以上

3．工事種目　下記a）及びb）両方の施工実績を有すること。ただし、同一工事での施工実績でなくてもよい。

a）電灯設備

b）火災報知設備

ただし、申請できる同種工事の施工実績は2件までとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

なお、当該実績が地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記㋐の施工実績を有し、他の構成品は下記㋑の要件を満たす同種工事の新設（工事種目についてシステム一式（機器及び配管配線等の施工（試験・調整を含む。））を施工していること。）の施工実績を有すること。